

新型コロナウイルス変異株流行国・地域の指定の解除について

令和3年6月28日

1. 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」については、現在 26 か国・地域（※）が指定されているところですが、今般、下記の 4 か国について、指定を解除することとします。

- (1) イタリア
- (2) ウクライナ
- (3) オーストリア
- (4) ドイツ

(※) 26 か国・地域

アイルランド、アラブ首長国連邦、イタリア、インド、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ペルー、フィリピン、ブラジル、フランス、米国（フロリダ州、ミネソタ州）、ベルギー、南アフリカ共和国、ルクセンブルク

2. 上記 1. の国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととし、入国後 14 日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

以上